

児童扶養手当が受給できます

父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母または父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

手当額(令和6年4月～令和7年3月)

- 児童1人の場合 45,500円
(一部支給停止の場合 45,490円～10,740円)
- 児童2人目 10,750円
(一部支給停止の場合 10,740円～5,380円)
- 児童3人目以降1人につき 6,450円
(一部支給停止の場合 6,440円～3,230円)

※受給者や扶養義務者等の所得が、一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部または全部が支給されません。

現在受給されている方は現況届の提出が必要です

8月30日(金)までに現況届を児童福祉課へ提出してください(平日午前8時30分から午後5時15分まで受付)。

現況届が未提出の場合、11月分以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

※現況届を未提出のまま2年間を経過すると、時効により受給権がなくなります。また、前年に所得制限を超えていたため手当の支給がなかった方も、資格継続のため提出が必要です。

持参するもの

児童扶養手当証・一部支給適用除外事由届出書(対象者に6月に送付)・その他添付書類(対象者に同封)

ひとり親家庭の就労を支援します

出張ハローワーク! ひとり親全カサポートキャンペーン

児童扶養手当受給者のひとり親の方の就労相談をします。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。

- 日時 8月21日(水) 午後1時30分から3時30分まで
- 場所 市福祉事務所 小会議室

自立支援のための給付金事業

受講する前に児童福祉課へご相談ください。

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部が資格取得後に支給されます。

※雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額を差し引いた金額が自立支援教育訓練給付金として支給されます。

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため半年以上の期間(上限4年)修業した場合に訓練促進給付金などが支給されます。

問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX32・3738

✉jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



父母等の入院医療費を助成します

ひとり親家庭における父母等の入院医療費(自己負担分)を助成します。助成を受けるにはひとり親家庭等医療費受給者証が必要です。

※令和6年4月より、子どもはぐくみ医療費助成制度の対象が拡大しています。児童の入院・通院の際は子どもはぐくみ医療費受給者証をご利用ください。

現在ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方のうち、児童扶養手当を引き続き受給される方については児童扶養手当の受給決定後、ひとり親家庭等医療費受給者証についても自動更新となります。**(更新申請は不要です)**

※公的年金等により児童扶養手当を受給されていない方や全部支給停止後に再度支給開始になった方は、**更新申請が必要**なため、申請のご案内をいたします。

助成対象

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童がいる、児童扶養手当受給の所得水準にある世帯

受給者証の新規申請および児童扶養手当を受給していない方の更新手続きに必要なもの

- 父または母等および児童の健康保険証
- マイナンバーカード・住民票の記載内容と一致している通知カード等
(父または母等および児童のもの)
- 現在ひとり親家庭であるということが確認できるもの
(児童扶養手当証書・戸籍謄本等)
- 本人確認書類(窓口へ来られる方のもの)

問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX35・0173

✉hokennenkin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp